

酒田市芸術文化振興計画（仮称）

第 1 回検討委員会

日時：平成 29 年 6 月 23 日（金）午後 7 時

会場：酒田市総合文化センター412 号室

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 酒田市教育委員会教育長 村上 幸太郎

3. アドバイザー挨拶

4. 検討委員自己紹介

5. 協 議

（1）現状と課題について

（2）アンケート及び文化団体等のヒアリングの実施について

（3）その他

6. その他

（1）今後のスケジュールについて

第 2 回検討委員会 平成 29 年 8 月 29 日（火） 午後 7 時～9 時
酒田市総合文化センター4 階 412 号室

第 3 回検討委員会 平成 29 年 11 月 20 日（火） 午後 7 時～9 時
酒田市総合文化センター4 階 412 号室

（2）その他

7. 閉会

酒田市文化芸術推進計画（仮称）検討委員名簿

	団体名	役職等	氏名
1	酒田市芸術文化協会	会長	工藤 幸治
2	希望ホール自主事業企画運営委員会	委員長	関矢 順
3	公益財団法人本間美術館	館長	田中 章夫
4	写真家	写真	土田 貴文
5	希望ホール自主事業企画運営委員	音楽	五十嵐 真生
6	一般	音楽	佐藤 百恵
7	酒田市立東部中学校	美術教諭	石井 諭
8	公募		白旗 定幸
9	公募		大数見 貴子

オブザーバー

酒田市教育委員会	教育長	村上教育長
----------	-----	-------

事務局

所属	役職	氏名
酒田市教育委員会	教育部長	菅原 司芝
社会教育文化課	課長	阿部 武志
	課長補佐	阿部 利香
	芸術文化主査	杉山 義法
	芸術文化主査兼係長	小松 千佳
	調整主任	中里 由香
	主任	浅井 周

1. 文化芸術を取りまく社会的背景

酒田市の文化芸術推進を取り巻く社会的背景として、国等において、次のような動向があります。

(1) 文化芸術振興基本法

国は、平成13年12月に文化芸術振興基本法を施行するとともに、同法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針を定め、文化芸術の振興に関する総合的な推進を図ってきました。

文化芸術振興基本法では、地方公共団体の責務として、「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」ことが規定されています。

(2) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

文化芸術振興基本法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針として、第1次基本方針(平成14年12月10日閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月9日閣議決定)、第3次基本方針(平成23年2月8日閣議決定)に続き、平成27年5月に第4次基本方針が閣議決定されました。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)における「基本的視点」では、「文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。」として公共財や社会包摂の機能を説明するとともに、「文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光、産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要である。」として社会への波及効果にも注目しています。また、「地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に文化芸術振興基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。」と地方公共団体における文化施策の展開を定めています。

(3) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月には、「劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。」ことを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。地方公共団体の役割として、「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」ことが規定されています。

国等における芸術文化の現状と課題

(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成32年に2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、オリンピック憲章では、「OCOG(オリンピック競技大会組織委員会)は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。このプログラムは、IOC理事会に提出して事前の承認を得るものとする。」と掲げられています。また、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)では、「2020年東京大会を文化の祭典として成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスである。」とし、「2020年東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施する。」と定められています。

そして、平成27年3月に改定された「関西観光・文化振興計画」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「関西の歴史的周年事業など歴史文化の重層的な魅力に焦点を当て、毎年テーマを設定し発信する関西文化首都年事業を関西各地で実施する。」ことなどが新たに追加され、取組を進めているところです。

●専門職に関すること

- ・文化活動をしている人、鑑賞する人も含め、文化に関わる人の年代が高齢化傾向にある。
- ・企画されている内容の対象が年代高めのものが多いのではないか。
- ・魅力ある情報発信が十分出来ていないのではないか。
- ・誰を対象に事業を行い、発信しているのかがわかりにくい。
- ・新しいことにチャンジしていこうという気概が感じられない。
- ・文化施設への入館者に偏りがある。
- ・リピーターによって支えられている状況であり、新しい顧客開拓が進んでいない。
- ・酒田らしさが足りない。
- ・地域資源が活かされていない。
- ・地域資源に対する意識が薄い。
- ・地元市民が地元の地域資源の重要性に気付いていない。
- ・ホールの機能性を十分活かした公演等が少ない。
- ・企画力がない。
- ・マネジメント能力が低い。
- ・マーケティングに対する意識が希薄。
- ・自己満足、自己実現的な公演が多いのではないか。
- ・創造事業、オリジナル性の高い事業が少ない。
- ・芸術文化活動の良さが市民に伝わっていないのではないか。
- ・芸術文化活動による効果を意識した事業展開が必要ではないか。
- ・イベント型の花火が多い。目的が分からない事業が多いように見える。
- ・専門人材がいいため発信力が弱いのではないか。
- ・入館者数の減少。市民の注目度が低くなっているのではないか。
- ・専門人材に対する意識が薄い。

●価値観に関すること

- ・一部の人の趣味という考え方が根強い。「好き」「嫌い」で語られることが多い。
- ・大人の価値観が様々な取り組みに大きな影響を与えている。子どもの参加が制限されているのではないか。
- ・価値観の多様化が進んでいる。
- ・若い人たちの方向性が異なっている。
- ・個々が尊重される時代なので、すべて事業を仕掛けるのには限界がある。

●市民協働に関すること

- ・市民との協働が良い形で進んでいる。希望ホール自主事業のような興行で、市民ボランティアで黒字になるのは評価すべきこと

●雇用に関すること

- ・芸術系、アートマネジメント系、学芸員等の専門的な勉強をしてきた人材が戻ってこれるような基盤がない。雇用につながらない。文化施設の知の集積に繋がる受入環境がない。

●学校の状況

- ・小・中学校が忙しく受け入れが困難になってきているようだ。
- ・小中学生が大きな飛躍のチャンスとなるような顕彰事業がない。

例) 土門拳文化賞等の全国的に注目度の高い事業

今後のスケジュール

日程	内容	協議内容
6月23日（金）	文化政策研修会	
	第1回検討委員会	●現状と課題
6月24日（土）	アドバイザーとの打ち合わせ（事務局）	第1回検討委員会の内容を受けて、アンケート及びヒアリング内容とスケジュール等について協議する。
7月中旬	アンケート発送	
7月中旬	文化施設・文化団体等のヒアリング	
7月末日	アンケート締切	
8月29日（火）	第2回検討委員会	●アンケート及びヒアリング結果の報告 ●章立てについて提案
8月30日（水）	アドバイザーとの打ち合わせ（事務局）	第2回検討委員会の内容を受けて方向性を協議する。
10月	（検討委員会開催の可能性あり）	●素案提出
11月20日（火）	第3回検討委員会	●修正案提出
11月21日（水）	アドバイザーとの打ち合わせ（事務局）	第3回検討委員会の内容を受けて、パブリックコメントに向けた準備を行う。
12月	パブリックコメント	
1月	アドバイザーとの打ち合わせ（事務局）	●最終案の確認
2月	教育委員会へ報告	
3月	議会へ報告	
	策定	